

前回の研究会（9月15日）でご指摘いただいた主な点

- ・ 早期是正段階には客観的な指標で自動的に入るとして、再生段階では自動的に移行する仕組みを考えるか、申出制にするのかについては、最初に指標を超えた段階では首長による申出制をとり、改善しない場合にもう一段階進めるという考え方もあるか。
- ・ 再生段階において、住民の自己規律にどこまで期待できるか。地方自治であるから、なるべく住民の自発性に任せるべきだが、住民の責任だけで最低限のサービスが確保できないならば、国等が踏み切るという考え方もあり得るのではないか。
- ・ 地方公共団体を再生しなければならない状態に至った場合に、住民に対し国・地方を通じた政府全体が負う責任と、憲法で保障された自治権とをどう勘案するかという問題ではないか。
- ・ 再生スキームの対象団体の基準は、再生を促進する仕組みの内容と関連するのではないか。
- ・ 現在の公会計の監査制度は、民間の公認会計士のように業務停止等の処分もなく、十分機能していないのではないか。早期是正段階に入ったところで監査機能を強化し、監査委員の責任を重くすることもあり得るのではないか。
- ・ 自治体の財政が悪化しても、国がすぐに面倒を見てやるということは無いのだという強いメッセージを出すことが、市場のガバナンス維持にとって重要ではないか。
- ・ 地方公共団体の依存心が問題なのであり、制度の問題とは分けて考えるべきではないか。仮に地方行財政制度の抜本改革が進展した後も、国の役割はあるのではないか。